

## 第8回

# 金融審議会公認会計士制度部会

2006年7月10日

金融庁 総務企画局

午前10時00分 開会

○関部会長 定刻になりましたので、金融審議会公認会計士制度部会の第8回会合を開催したいと思います。

本日は、皆さんご多忙のところご参加頂きまして、本当にありがとうございます。

本日の会議につきましても公開ということでご了解を頂きたいと存じます。

まず、本日は事務局から今回初めてご出席の委員のご紹介をお願いいたします。

○池田企業開示課長 それでは、ご紹介させていただきます。

本日、小島茂夫委員がご出席です。

また、事務局の方から本日、櫻田金融担当副大臣が出席させて頂いております。

それからまた本日は、後ほどの審議に関連いたしまして、中央青山監査法人の片山英木理事長にもご出席をお願いしております。

○関部会長 ありがとうございます。

それでは、櫻田金融担当副大臣よりごあいさつを頂きたいと存じます。

○櫻田金融担当副大臣 一言ごあいさつ申し上げます。

公認会計士・監査審査会における4大監査法人に対する検査結果を踏まえ先月末、同審査会から金融庁に対し各監査法人について業務改善指示を行うよう勧告が行われたところでございます。金融庁といたしましては、この勧告を踏まえ、7月7日に各監査法人に対して業務改善指示を発出いたしました。

各監査法人におきましては、これを契機に監査の品質の確保に向け前向きな対応を頂きたいと考えているところでありますが、今回の検査結果は今後、監査法人制度等のあり方について検討していく上でも大いに参考とされていくべきものと考えております。

本日は4大監査法人の監査の品質管理などにつきましてご説明を頂いた後、委員の方々にご討議を頂くと聞いております。精力的なご審議をお願いいたしまして、私のあいさつとさせて頂きます。よろしくをお願いいたします。

○関部会長 ありがとうございます。

それでは、本日はまず副大臣のごあいさつでご紹介がありましたとおり、公認会計士・監査審査会による4大監査法人に対する検査結果を踏まえ、先月末に取りまとめられました4大監査法人の監査の品質管理について審査会からご説明頂きたいと思っております。

それでは審査会の脇田委員、よろしくをお願いいたします。

○脇田公認会計士・監査審査会委員 審査会常勤委員の脇田でございます。ただいまご指名頂

きましたので、報告につきまして説明をさせて頂きたいと思います。

昨年の10月25日に「適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について」ということで、4大監査法人に対する早急な検査等の措置において表明したところに基づきまして、4大監査法人の監査の品質管理に関する審査、検査の結果の概要をご説明させて頂きたいと思います。

資料といたしましては、資料1及び資料2を利用させて頂きますが、資料1が審査結果の概要でございます。なお、時間の制約がございますので、資料2にまとめましたところに基づきましてご説明をさせて頂きたいと思います。

なお、あくまでも常勤委員としての立場からご説明させて頂きますが、いささかの思い入れもございますので、その辺につきましてはご容赦をさせて頂きたいと思います。

まず、1ページをお開き頂きたいと思います。

「はじめに」でございますけれども、4大監査法人の検査で検証した限り、いずれの法人についても、法人としての品質管理の点につきまして、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分である。それから個々の監査業務の品質管理につきましても監査の基準、これは金融庁の企業会計審議会の監査基準及び日本公認会計士協会の定めております監査の実務指針等を含めた一般に公正妥当と認められる監査の基準でございますけれども――への準拠に不十分なものがあつた。したがいまして、法人として監査の品質管理のための組織的な業務運営の改善が必要であるという結論に達したわけでございます。先ほど副大臣よりご紹介頂いたとおりでございます。

なお、これらにつきましては公認会計士法第34条の13、あるいは監査法人に関する内閣府令第3条等におきまして監査法人における業務管理、業務の適切な運営についての管理体制というものが求められておりますが、これらにつきましては今申し上げましたように監査の基準への準拠におきまして十分な運用がなされているわけでございます。

私どもは監査法人の公認会計士法第2条1項業務の実施において、どのようにそれらが運営されたかということにつきまして審査し、検査をさせて頂いたということでございます。

2ページ目に移りまして1-2でございますけれども、まず検査の視点でございますけれども、あくまでも公益または投資者保護のため、監査の品質管理上の問題点を指摘するものでございます。もともと自主規制を本分とするプロフェッションの代表的な存在である公認会計士でございますので、本来このような第三者による審査、検査ということが制度化されることにつきましてはなじまないというようなご意見もあるかと思っておりますけれども、例えば医師、弁護

士、税理士等におきましてはクライアントとの個別的対応が可能ですけれども、公認会計士の場合には、あるいは監査法人の場合はその提供するサービスが市場一般にいわゆる公益に及ぼす影響が大でございます。そのかわりにおきましてこのような第三者機関による審査、検査の流れが世界的に起きているということございまして、我々の審査会もその方向で検査を行ったということでございます。

第2番目に組織的な業務運営が不十分ということは、監査意見の表明が不適切であるということとイコールではないということ、そのような視点に私どもは立っております。これは品質管理レビューの基本的な考え方でございまして、組織的な業務運営が不十分であるということが直ちに監査意見の表明が不適切であるということに結びつかないということについては強調させて頂きたいと思っております。

なお、私どもが使いました検査手法につきましては、下にございますように米国PCAOB、あるいは英国のFRC(POBA)、あるいはカナダのCPAB等の検査報告及びIOSCOの監督原則等を参照いたしまして、諸外国の検査と同程度の内容と水準において審査、検査を行ったと思っております。

また、検査の結果につきましても諸外国と共通しておりまして、米国PCAOB、英国のFRC(POBA)、あるいはカナダのCPAB等の検査結果報告を参照いたしますと、その内容におきましては驚くほどに一致いたしておりまして、指摘事項、指摘内容は類似し、共通点が多く見られるところでございます。

なお、私どもは国際的連携も図っておりまして、2004年7月、ワシントンで第1回を行って以来、2005年3月、2005年10月のロンドン、2006年3月のシドニー、そしてこの9月にはパリでそれぞれ監査人監督機関円卓会議に参加し、検査方針、検査方法等の情報交換、各国の監督機関における課題の認識の共有化というものを図っておりまして、これらを背景として検査を実施したというところでございます。

早速でございますが、検査結果についてご説明をさせて頂きたいと思っております。まず3ページのところにつきましては、監査法人の品質管理の外縁と申しますか、業務運営全般、あるいは職業倫理及び独立性、研修等人事管理につきまして検査を行ったところでございますけれども、これらにつきましては例えば地方事務所の管理体制に不十分な点があるという点につきましては、ご承知のように4大監査法人の成立の事情、我が国においてはかつては個人事務所中心で成立してきたわけでございますから、その色彩が今なお残っている。つまり、自主運営色が非常に強く、法人としての一体的な管理体制が十分でないという点がございまして、

それから職業倫理及び独立性につきましても、例えば法人内における独立性に関する利害関係の一斉確認作業が不徹底である、実施漏れ等が見受けられたわけでございます。

また、研修等人事管理におきましても気づきました点といたしましては、法人内において規律違反行為などがあった場合、その内部処分が法人内のルールに従って適切に行われていないという事例が見られたわけでございます。このような点を指摘させて頂きました。

さらに、4ページにまいりますけれども、まず監査業務は監査契約の新規締結、あるいは継続監査としての契約の更新に始まるかと思えます。

ここでイメージの図を書かせて頂きました。これはあくまでも私が監査についてのイメージとして書いておりますので、詳細な点においては書き込むことができませんでしたので、この点もご了承頂きたいと思えます。

まず、監査法人に監査業務が持ち込まれてまいりますと、当然、監査依頼会社についてのリスク評価が行われる。一般に契約リスクと呼んでおりますけれども、その評価が行われ、あるいはそれを受嘱するかどうか、あるいは否ということになるか、また受嘱した場合、そのリスクを低く見るか高く見るか、これらにつきましては監査計画書、あるいは監査指示書、その他今後の監査業務に反映されていくわけございまして、この点についての問題点としては次の5ページに述べているところでございます。

まず、この点で気づきました点は、契約リスク評価手続が必ずしも十分に行われていない。例えば、監査の依頼を受けた監査法人の社員がリスク評価の申請をする、それが適切に行われていないというような事例が見られたわけでございます。

それからリスク評価結果を受けてどのように対応したか、必ずしも監査の評価の結果が適切に監査契約の締結事項に反映されていないという事例がありました。あるいはその評価の結果が適切に監査計画書等のその後の監査業務に適正に反映されていない、そういった事例もあったわけでございますし、また契約リスク評価を軽んじてしまうという点で、監査契約締結前に監査業務に着手してしまう、そのような事例も見られたわけでございます。

次の6ページでございますけれども、監査契約が締結される、あるいは更新された場合にまずいたしますことは、監査チームの編成でございます。まず監査法人内の業務執行社員の中から監査責任者が選定もしくは選任されるわけでございます。この場合に、私どもが気づきました点は、選任に当たっての手続、あるいは選任の基準、選任の方法について適格者の選任という立場からは必ずしも適切ではないのではないか、だれがどのような方法でどのような基準でこの監査責任者を選んでいるかということにつきまして手続き的に再考が必要なのではないか

という事例を見たわけでございます。

さらに、7ページでございますけれども、これは監査チームのイメージを書いてみました。このページでご覧頂きたい点は、まず監査責任者といいますのは、当然に業務執行社員の中から選ばれるわけでございますけれども、それは先ほど申し上げたとおりでございます。その場合、監査責任者は1社だけを担当しているわけではございませんで、当然複数の監査チームの監査責任者を兼ねているということになるということも一つ指摘させて頂きたいと思います。

その次に申し上げたいのは、このように監査業務の組織的な実施のために監査責任者が選任・選定されればそのもとに、監督機能を有する監査補助者、現在はこの言葉を、実務指針等では無いのですが、主査とか主任とも言われておりますけれども、これが選任されて、監査責任者のもとでその指示に従って監査補助者をまとめていく。その監査補助者が例えばこの図ですとクライアントであるA社の監査実施の現場で実際に監査の作業を行っていくというイメージでございます。

そして8ページに移りますけれども、監査チームによる組織的監査と申しますのは、基本的には平成3年の監査基準の改訂で組織的に監査を実施しなければならないという規定が初めて監査基準に入ったわけでございますけれども、そのときに考えられましたことは、チームの監査方針を明示するということである。それから指揮・命令系統を明確化することである、それから監督業務、申しわけありません「監査業務」の誤植でございます、監査業務の責任分担、あるいは職務分担の明確化ということでございます。

この考え方は今でも引き継がれているわけございまして、例えば明確に監査計画書をつくり、さらに個々の監査補助者の監査業務まで具体的に作業指示まで落とし込んだ監査手続書をつくってチームとしての監査方針を提示する。そしてそれを先ほどのように監査責任者、そして主査、あるいは監督機能を有する先輩のベテランの補助者がおられて、多数の補助者を指導監督していく。そういう指揮・命令系統の明確化を図る。そしてそれぞれの監査業務の職務の分担を明確に示していくということによりまして大規模な被監査会社、クライアントに対して多人数の補助者により監査を効果的に実施する、そういう組織的運用を図ることが考えられてきているわけでございます。

次の9ページでございますけれども、それではどのように指揮監督体制が行われるのか、これにつきましてもイメージを示しておりますので、詳細な点で落ちているところもあるかもしれませんが、ご説明をさせていただきますと、まず監査チーム内の品質管理体制の確立ということでは、監査責任者から左側に矢印が生まれて、一応そのもとにおいて監査方針を定め、監査

計画書をつくり、監査手続書に具体的に落とし込んでいく。これらがその主査クラスの監査補助者、あるいはそれぞれ現場で監査に従事される監査補助者に作業指示として与えられる。監査補助者の方々はその監査の結果を監査調書に記載し、そしてあるいは口頭で主査クラスの監査補助者に報告をしていく。その場合、主査の方はこの監査調書を手段としてこれを③の査閲をし、③' でございますけれども、指示を与えていくと、そういう枠組みになっております。

この査閲の内容でございますけれども、当然作業指示、あるいは監査手続書等に示された作業指示に従って監査補助者の方々がそれぞれ現場で監査業務を行い、十分かつ適切な監査証拠を入手されているかどうかということが査閲されるわけでありまして、当然にそれが不十分であれば、十分かつ適切な監査証拠を入手していないのであれば必要な指示を与えることとなりますし、あるいは現場で監査をしていく中で多くの検出事項が発見されるだろうと思います。それらについて必要な追加手続を指示していくといったようなことが指示内容としてあると思います。それらを包括して査閲が行われる。

と同時に、この図に書いてございませぬけれども、主査クラスの方が今のような指示あるいは判断、判定といったことをされるわけでありまして、その経緯が適切に監査調書に記録されている必要があると思います。この辺について必ずしも十分でないところがあったように思われます。

さらに、今申し上げましたように監査責任者は複数の監査責任者を兼ねておりますので、当然すべての監査調書を査閲することはできませんので、当然主査クラスのところで取捨選択された重要な点、あるいは検出事項の一覧、そういったものにつきましてこれは監査法人によって名前が違ふと思いますけれども、総括調書もしくは要約調書と申しますか、そういったものがつくられ、それが報告される。それを監査責任者は査閲し、そしていろいろ指示をしていくということでございます。監査意見を表明するに至る合理的な基礎を形成すべく、監査責任者は必要な指示を与えていくと、そのような順になるかと思えます。この場合も当然監査責任者がどのような指示を与えたのか、どのように問題点について判定したのか、そして監査意見形成にどう結びつけていったのか、このことがみずからの監査調書に記録されている必要があるわけございまして、この辺につきましても必ずしも明瞭な記載がないという事例も見られたわけでございます。

いずれにしましても、この図で強調させて頂きたいことは、監査調書というものがこの品質管理の上で非常に重要な意味を持っているということでございます。そしてその監査調書の適切な査閲を通じて全体的な指揮監督体制としての監査の管理が行われていくということをご理

解頂ければと思います。

次の10ページでございますけれども、これは監査計画書作成の経過でございます、結論だけ申しますと、実は監査計画書を作成していく段階においては先ほど申しましたように契約リスクの評価結果、あるいは現在の監査戦略の基本であるリスク・アプローチによる評価ということが行われているわけでありまして、そこにおける今度の平成17年の監査基準改訂でこのリスク・アプローチがさらに明確化され、さらに高度なものになって、精緻なものになっておりますけれども、固有リスクや統制リスクの評価が十分に行われていない、リスク評価が行われたという痕跡が認められないといったような事例がございました。また、重要性の基準値についてもこの点について必ずしも明確に示されていなかった事例が見出されたということでございます。

そしてその次の11ページでございますけれども、監査業務を遂行していく過程におきましてどのような問題点があったかということでございますが、この内容につきましてはこの資料1の5ページから6ページに具体的な項目が載っておりますので、時間の関係もございましてご覧頂ければありがたいと思います。

ただ一つ申しますと、例えば確認という手続につきまして、これは非常に基本的な手続でございます、私も試験委員をしておりますときにこれを出題したのを覚えております。必ず公認会計試験では問われる問題でございます。もし確認の差異が生じた場合どうするかというような問題を出したのを覚えておりますけれども、それが全然なされていないという事例がありまして、いささか私としては心外でございました。

いずれにしても、確認という手続が実施すべき監査手続であるにもかかわらず未実施である、あるいは残高確認結果のフォローアップが不十分である。今申し上げた、確認差異を適切に検証していないといったような事例等々ございまして、これらにつきましては日本公認会計士協会が監査基準委員会報告（第19号）としてそれぞれの手続を定めておりますけれども、それらが十分に実施されていないという点が見出されたということでございます。

続きまして、12ページの方に進ませて頂きます。

12ページのところは、事務所として、監査法人としてどのような審査が行われ、品質管理が行われているのかというイメージでございます。

まず、先ほど申しましたように監査責任者、A社の監査チームの監査につきまして①でございますけれども、審査担当者が選ばれて審査をいたします。そして通常の場合であれば審査結果が審査管理部門に報告され、さらに上級審査会に報告されていくということになります。



しかしながら、④でございますけれども、責任者と審査担当者の中に意見が異なってくる、あるいは非常に重要な案件である、あるいは契約リスクが非常に高い、そのような場合においては上級審査会に付託するというような仕組みになっている法人が多いわけでございます。

その場合にこういった体制が十分に動いているかどうかということについて、品質管理システム全体の監視、いわゆる点検が行われておりまして、監査法人によっては内部監査とか内部レビューと呼んでいるわけでございます。

次のページの7-2でございますけれども、13ページのところでございますが、今申し上げましたように審査担当者、これは事務所によってコンカールリングパートナーとか、あるいはレビューパートナーといったような呼び名で呼ばれているかと思っておりますけれども、まず申し上げたいことは、ご自分自身はやはりB社の監査チームの監査責任者をなさっている。つまりご自分の監査業務をされながらA社の監査チームの審査を行う。そしてA社の監査チームの責任者は、またC社の監査チームの審査を行うというような形でこの審査は内部的に行われているということでございます。

これは監査の世界では一般に行われている方式でございますけれども、審査担当者による審査は、監査チームから提出された資料について審査担当者が必要に応じて質問をし、あるいは説明を受けるといった形で審査を行っていく。提示される資料といいますと監査計画書、監査結果説明資料、財務諸表（案）、監査報告書（案）などであり、そして必要に応じて監査調書が添付されて審査担当者がそれらを審査していくというような形になっているわけでございます。

したがって、14ページでございますけれども、私どもとして見ております限りでは、いわゆるこの監査業務に係る審査は基本的には、これは私の造語ですので一般的に使われている言葉ではございませんけれども、同僚相互審査方式でございます。したがって、それによる種々の制約、例えばご自分が監査業務を担当されていますから時間的にも労力的にも多くの制約がかかわってくるでありましょうし、審査担当者と監査責任者の各々の立場がありますから、どのような方が選ばれるかによってもいろいろと意見の交換が制約を受けるといこともあるかと思っておりますし、審査の深度にもある程度の限界があるかと思っております。

そしてさらにもう一つは、審査担当者もしくは監査責任者による付託、その他必要とされた場合だけが先ほどの上級審査会に上がってまいりまして、合議審査の対象となる。すべての監査業務がこのような上級審査会と申しますか、監査法人としての審査会の合議審査に付託されるというのではない、その辺の限界がございまして、したがって個々の審査担当者の審査への依存というのが非常に大きいわけでございます。

したがって審査担当者の負担というのが非常に大きいわけでありまして、この点について監査法人全体としてどのようにバックアップができるのか。審査方法が法人として統一的に確立されていないではないか、あるいは審査担当者の判定したその結果が監査法人の中で必ずしも尊重されないという事例がなきにしもあらずであります。

それから、上級審査会が審査担当者の審査結果についてどのように対応するか、この辺で必ずしも十分に、先ほど申しましたように尊重するというような体制ができているのか、それから審査担当者がどのような責任を負うのだろうかということも法人によっては明確に規定されているところもございますし、規定されていないところもあったということもございます。

いずれにしても、上級審査会の在り方、構成員の適格性についても一つ検討を要するのではないかと、という事例も見られたわけでございます。

そして15ページでございますけれども、先ほどから申し上げておりますように監査調書が品質管理、あるいは監査責任者以下の監査チームの業務管理の上で非常に重要であるということについて繰り返させて頂くわけでございますけれども、まず監査調書の作成整備、あるいはその査閲、そして保存ということについて必ずしも十分に行われていないという事例が見られたということもございます。したがって、監査調書について、監査チームの組織的業務管理手段としての重要性の認識が不十分なのではないか、法人としての組織的品質管理体制における審査資料としての重要性の認識が不十分ではないか、そして結局のところは監査調書の記載不備によって実施されるべき監査手続が実施されたか否かの検証が不能であるという結果になってしまっている。品質管理体制の中では監査調書の取扱いが十分に検討されてしかるべきだろうと思います。

そしてまた監査調書の記載内容につきましては、これは公認会計士の方々の職業専門家としての判断に大きくゆだねられるわけでありまして、一つの統一の方針が必要であろうと思います。

それから次の16ページでございますけれども、16ページは共同監査でございます、我が国の場合、我が国の特色と申しますか、いわゆる大法人2つが協定して1つのクライアントの監査を行う。この図にありますように合理的な基礎をともに形成し、1つの監査意見に集約して述べていくというわけでございますけれども、17ページに書きましたように必ずしも十分に共同監査に関する具体的な方針手続をそれぞれの監査法人がお定めになっていないというような事例が見られたわけでございますし、それから共同監査を担う両法人の監査責任者間の意思疎通が必ずしも十分にとられていない。そういう事例が見られたわけでございます。

さらに意見形成過程におきましても、分担部分についてはそれぞれ責任をお持ちになるけれども、相手の部分についてはお任せであるというような事例でございまして、やはり共同監査とはいえ監査意見は統一的に合理的な基礎の形成が必要であり、その上で監査意見を述べられるべきであろうと思います。

最後に18ページでございませうけれども、まとめとさせていただきますけれども、繰り返しのなってしまうけれども、少なくとも監査チーム内での補助者に対する指導監督が不十分な点がある。つまり監査調書の上級者による査閲が不十分である。特に上級者による補助者の実施した監査業務の検討、上級者みずからの判定、判断、意見形成の過程、プロセス、必要な監査手続の指示、そういった監査責任者等の上級者の意見形成過程と申しますか、そのプロセスについてどのような判断がなされ、どのような手続が行われたのか、どのような指示が行われたのかということが必ずしも適切に監査調書に記録されていない。この査閲について再考して頂きたいという点が指摘されております。

そして法人としての監査チームの監査業務に係る審査が先ほど申しましたように不十分な点がありますし、また品質管理システムとしての内部監査とか内部レビューとか呼ばれている監査法人の点検作業ということも必ずしも十分に行われていない。

いずれにいたしましても、組織的監査を設立目的とする監査法人としては統一的業務運営が行われなければならないわけございまして、全体として不十分な点が見受けられた。特に監査法人の成立の事情ということは十分に加味しなければなりませんけれども、地方事務所をも包括した統一的な体制での監査業務の執行が行われるべきではないのかということでございませう。

時間的な制約がございませうので、参考意見として今後、中小監査法人についての品質管理上の論点等についても審査会は審査、検査を行っていく予定でございませうけれども、また機会を改めさせていただきますと思います。

以上、大変粗雑で申しわけございませうけれども、まとめとさせていただきます。

○関部会長 ありがとうございます。本日の脇田委員からのご説明は、当部会におきまして今後、監査法人等のあり方を考えていく上で大変貴重な参考になるご提案だったと思います。

いろいろご質問があると思っておりますけれども、後ほど十分に時間をとらせて頂くことにいたしまして、その前にこれまでの当部会の審議におきましてカネボウ事件について十分な検証を行った上で監査法人等のあり方についての議論を行うべきであるというご指摘があったところであります。

本日はまず、事務局からカネボウをめぐる会計監査についてどのような問題があったのかなどについてご説明を頂きたいと存じます。

その後で中央青山監査法人の片山理事長に今回の事件を踏まえた同監査法人での取り組みにつきましてご説明を頂きたいと存じます。

それではまず、事務局の方からよろしく願いいたします。

○池田企業開示課長 それでは、お手元に資料3として配付させて頂きました7月10日付の説明資料に沿いましてご説明をさせて頂きたいと思えます。

表紙をおめくり頂きまして、既にこの部会でもご報告させて頂きましたように、金融庁では5月10日に中央青山監査法人に2カ月間の業務一部停止という行政処分を行ったところであります。あわせてこのカネボウ事案について、関与社員であった会計士個人、4名おりますが、5月10日にはそのうち3名に対して処分を行いまして、この資料ですと7ページにもう一つ資料をつけていますが、5月24日に追加的に1名処分をしておりまして、4名の関与社員全員に対して懲戒処分を行ったところでございます。

1ページに戻って頂いて、この中央青山監査法人あるいは個人に対する処分の処分理由は1の(3)のところに整理して書いてありますけれども、カネボウの平成11年3月期から平成15年3月期の5年間の有価証券報告書に掲載されています財務書類にそれぞれ虚偽記載があったにもかかわらず、この関与社員が故意に虚偽のないものとして証明をしたということが理由となっておりまして、これは公認会計士法上の規定がこういうことになっております。内容を分析しますと、カネボウの財務書類が5カ年間にわたって虚偽記載があったと。その虚偽記載のあったものを故意で虚偽記載がなかったものとして証明したと、この虚偽記載とそれを虚偽記載のないものとして証明したというこの2段階。これは公認会計士法の規定がそうになっておりますけれども、そういうものでございます。

したがいまして、この虚偽証明についてどういう問題があったかということをご理解頂くためには、カネボウの財務書類の中にどういう虚偽記載があったかというのをまずご理解頂く必要がございます。

資料8ページに飛んで頂きたいと思えます。カネボウの粉飾事件の経緯をここで整理をしておりますけれども、カネボウの粉飾事件が発覚してきましたのは平成16年3月10日に産業再生機構がカネボウに対する支援決定を発表いたしましたけれども、その後、4月19日にカネボウで社内に経営浄化調査委員会というものが設置をされました。そして10月28日に経営浄化調査委員会が調査結果を発表いたしまして、さらに翌年平成17年4月13日にカネボウはこの経営浄化

調査委員会、それから追加的に行いました社内調査の結果をもとに過去の年度の決算の訂正を行って決算短信で発表を行った。5月2日には、同様の内容の訂正報告書が関東財務局長に提出をされていると。こういったことで虚偽記載の内容が判明をして、その後、るる書いてありますように刑事手続に発展していったということでございます。

それで、次の9ページが平成17年4月13日にカネボウが発表した過年度の決算の訂正の内容ですが、この2ページ目、通しページでいいますと10ページになりますが、ここに(3)というのがございますが、ここで主な訂正内容というものが説明をされていまして、これが言ってみれば虚偽記載の具体的な内容を説明したものになってくるわけでございます。

これは歴史的な順番がございますのでここに掲げてある順番とはやや順番が異なってまいります、下線を引いてあります3つの要素が虚偽記載の中身になっておりますが、出てくる順番ということで一番下のところからご説明をさせて頂きたいと思っております。まず虚偽記載を構成しています一つの内容は、不良在庫、あるいは不良な投融資についての評価減、あるいは引当金の計上が適切に行われていなかったという問題でございます。これは具体的に申しますと、カネボウはその販売子会社が持っておりました巨額の不良在庫について、これが資産価値がなくなっていたにもかかわらず、資産価値を有しているかのように偽って資産計上をしていたということがございます。関与会計士4名の方は、このことを遅くとも平成10年10月ごろにはカネボウから知らされており、あるいは監査チームが実施した在庫の現地視察等を通じて不良になっているということを確認していたにもかかわらず、平成11年から平成15年3月期に至るまでこの不正な会計処理を容認して適正と意見を述べてきたということでございます。

それからもう一つ、不良な投融資の評価ということでございますと、カネボウには興洋染織株式会社という実質子会社がありましたけれども、そこに対してカネボウが多額の債権等を有しておりましたが、興洋染織が債務超過に陥っているにもかかわらず適切な引き当てを行ってなかったという問題が存在をしておりました。この会計士の方4名は、この興洋染織株式会社の債務超過額が公表上の債務超過額をはるかに超えているということを平成13年2月ごろには認識しておられたけれども、やはり平成15年3月期までそうした不適切な引き当てを容認していたと認められるという問題が存在しておりました。

それから次に、順番でいいますと下から2番目になります。連結範囲の訂正ということが書いてあります。これにつきましては、この説明の中に固有名詞が出てまいります、先ほどの興洋染織株式会社、あるいはその他の販売子会社につきまして、平成12年の3月期から新しい連結基準が導入をされましたけれども、その新連結基準が適用されることに当たりまして、こ

うした本来なら連結されるべき興洋染織株式会社、あるいはその他の販売会社についてカネボウあるいはカネボウの子会社が持っている株式の名義変更を行うとか、あるいは直接融資を迂回融資に切りかえるとか、そうした手法によって連結から除外をしていたという問題がございます。4名の会計士の方は、平成12年から新連結基準が適用されるに当たりまして、平成10年ころからカネボウの経理担当者からどうしたらよいかという相談を受けて、そうした中で会社の連結外しの意図を知らながらこうした処理を容認していたというふうに認められるところであります。

それから、3番目が一番上にあります売り上げの計上の問題です。カネボウでは、平成14年3月期に化粧品事業本部におきまして、将来返品されるということを前提として取引先に商品を販売したかのように装う、社内では商社売りと呼ばれておりましたけれども、そうした商社売りと呼ばれる方法で架空売り上げを計上しておりました。さらに、平成15年3月期では、この商社売りを全事業部門で行って架空売り上げを計上していたということでございました。会計士の4名の方は、カネボウからこの商社売りについて相談を受け、当該取引が実体のない取引であるということを知りながらこれを容認する結果となったという点が指摘できるところであります。

今るる申し上げましたように、古くは平成10年10月ごろから不良在庫の問題について認識をし、その後、他の部分についても認識をしたにもかかわらず、適正意見というものを出し続けたという結果になったところでございます。

これがどうしてそういうものを知りながら適正意見を出し続けたのかというのは、これは特定のものを断定するのは難しいところであるんですけども、関連してちょっと資料を用意させて頂きましたので、12ページをご覧頂きたいと思っております。

関与社員の方が4名いらっしゃいますが、この4名の方の監査の関与期間を整理したものが12ページの表でございます。当時は改正された公認会計士法の改正前でございましたので、いわゆるローテーションルールといったものが法律上は存在をしていなかったわけですが、ここにありますように長い方では16年間関与社員、業務執行社員として当たられていたところでございます。ただ、法的なローテーションルールというものは存在していないわけですが、複数のこういう関与社員の方がやっておられるということで、例えば見て頂きますと、関与社員3の方が平成11年3月期から新たに監査チームに加わったりしております。先ほど平成10年10月ぐらいから虚偽の認識が生じてきたというご説明をしましたが、そうした会計上の問題が判明してくるのも、監査チームの中に新しい方が加わられて、監査上の問題についてい

ろいろ監査チームの中でも議論が行われ、そうした中で従来の会計処理について問題があるのではないかということが監査チームとして認識をされたということがあると考えております。そういう意味では、監査チームの中で担当者が交代をすると現在のローテーションの仕組みも問題の発見の端緒になるという意味では、一つの効果があらわれていたということかと思いません。

問題は、そうして監査チームの中で問題が認識されたにもかかわらず、不適正意見というものに至らなかったというところでございます。この点について私どもの把握をしている限りで言えば、あるいは関与社員の方が現在続行しています刑事公判手続の中でも述べておられますが、担当の方の中の発言としてはこの会社が連結債務超過ということになってしまうと会社が破綻してしまうという会社の主張に折れ、最終的には認めてしまったとか、あるいは不適正意見により会社がつぶれるということは事実で、大変そのことを思い悩んだということ公判などでも述べておられまして、当事者の方の発言によればそういう問題は認識しながらも、破綻に至るような行動をとり得なかったというご説明をされているというふうに理解しております。

それからもう一つ、結局個人の関与会計士の方は誤った判断をされたことになるわけですが、そういう不適正な監査を防止し、あるいはそうした個人の悩みを吸収して法人として組織的に厳正な監査を行っていくという意味では、先ほど脇田先生からもご説明がありました。審査手続を初めとした組織としての監査法人の手続というのが重要な意味合いを持ってくると思われるわけですが、この点について残念ながら本ケースにおいてはそうした審査が機能しなかったということが言えるというふうに考えております。

資料13ページをご覧頂きますと、中央青山監査法人におけます審査の流れが書いてございますが、先ほど脇田先生の説明にもありましたように監査チームに対して1名のレビューパートナーというものが選任をされ、これがレビューを実施する。そのレビュー結果は審査部に伝えられて、ここで問題がレビューパートナーから指摘されていない場合は地区審議会等に報告されて審査は終了するというので、レビューパートナーが問題ありと指摘しない場合には原則として本部審議会、地区審議会には付議されていかないという仕組みになっております。現にカネボウ事案については、地区本部審議会での付議が行われていないということで、監査法人としては監査リスクの高い会社とカネボウを認識したにもかかわらず、年々こうしたものが審議会には付議されていなかったということで、大変レビューパートナーというものに依存した審査体制がとられていたということが言えると思います。

あるいは、ここにもありますようにさらにそれをモニタリング、あるいはインターナルレビューといったような仕組みもございますが、こうしたものも十分に機能していなかったということが言えると思います。

それから、中央青山の審査体制では、今申し上げたようにレビューパートナーというものに大変大きな役割が課されているにもかかわらず、レビューパートナーが判断のよりどころとすべき基準とかマニュアルとか、そうしたものが適切に整備されていなかったということが指摘できると思います。そして、そうしたこともあってレビューパートナーにおける判断には適切に欠くものが見られたということかというふうに思っております。

他の法人でいいますと、例えば監査リスクの高い会社の場合はレビューパートナーがいいという、悪いというそれにかかわらず、自動的に本部審査に上申されていくというルールをとっている例もあるように承知をしておりますし、あるいは一定の要件を満たす場合には監査全体への影響を考慮して審議会に付議を決めるというような基準が詳細につくられている法人も少なくないと承知をしているところでございます。

それからもう一つ言えることは、カネボウの事案では、実はこの過程の中で2度にわたって粉飾決算に係る投書が行われておりました。こうしたものについて必ずしも法人内で十分な仕組みが用意されておらず、結局そうした粉飾決算に関する投書を問題発見の端緒として十分に活用することができなかったということが指摘できるというふうに考えております。

今申し上げたようなところは先ほどの資料の4ページに整理をして対外的に概要としては説明をしておりますけれども、やや詳細について申し上げますれば、今申し上げたような問題が指摘できるかというふうに考えております。

この資料の1ページを見て頂きますと、先ほどの処分理由の下のところのなお書きに書いてございますが、こうしたことで中央青山監査法人における運営には不備があると認められましたことから、金融庁では中央青山監査法人に対してこうしたことへの対応策を策定して報告して頂くように命令を発出したしております、6月10日にその報告が提出をされているところでございます。その内容については、この後片山理事長の方からご説明があると思いますが、金融庁としてはこうした報告に盛り込まれた改善策が着実に実施されていくように適切にフォローアップしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○関部会長 それでは、中央青山監査法人としてどのような取り組みが行われているのかということについて、片山理事長からお話を伺いたいと存じます。



片山理事長、よろしくお願いたします。

○片山参考人 中央青山監査法人の片山でございます。

お手元の資料の4番をご覧頂きたいと思います。私ども、平成18年5月10日付で今年の7月1日から8月31日までの2カ月間、一部の監査業務について業務停止処分命令を受けました。これは先ほどのカネボウ事件に関連した業務停止処分でございます。

この一部の監査業務の停止によりまして、私どものクライアントでございますが、上場会社としては約860社、そして上場会社以外の会社法に基づく監査業務、あるいはこれに準ずる監査業務を合わせますと約2,230社、通常私ども法定監査と呼んでおりますが、2,230社のクライアントがこの対象になっております。

先ほど池田企業開示課長からご説明がございましたが、5月10日の業務停止処分命令に合わせて、枠組みで囲ってある「別紙2原文」というところで指摘事項を3点受けております。これは先ほど池田課長からご説明がありました内容でございます。そしてこの指摘事項を受けまして、さらに今年の6月10日までに金融庁へ私どもの改善策等報告するようというところで報告徴求を受けました。そして本年6月10日に金融庁に以下のとおり審査体制、あるいは教育体制、業務管理体制、このような点を中心にしまして法人の現状の認識及び対応策についてご報告申し上げます。

なお、この報告書の中には、先ほど脇田先生からお話ございました公認会計士・監査審査会からの検査結果、最終的には6月29日に検査結果のご通知を受けておりますけれども、大方の内容につきましては本年の5月19日に既に内容の指摘を受けておりますので、これを織り込んだ形で6月10日に金融庁へご報告しております。

今回、このような事件を起こしました点を私どもの外部調査委員会の報告内容も含めまして再度原因等の洗い出しを行いました。そして2ページをご覧頂きますと、まず改革への取り組みの第1点として反省点ということで、大きく2つほど項目を掲げてございます。

第1点は、環境の変化に対する弊法人執行部及び社員の意識改革がおくれたこと。

これは私どもの法人だけではないかもわかりませんが、急激な法人の大規模化、あるいは世代交代、ビジネスリスクの拡大、監査リスクの上昇、新たな会計基準や監査手法の導入、こういった環境変化に対して私どもが十分に早く適応できなかった。それがゆえにパートナー個々の緊張感の薄れとか、あるいはパートナー相互間のそれぞれの業務に対する無関心さというものが生じて、各業務執行社員が行っている業務について長期にわたって見過ごしてきたというような起因になっているのではないかと、こんなふうに考えております。

2点目といたしまして、私どもの監査法人というのは無限連帯責任の組織でございまして、それがゆえにパートナー相互間の信頼関係を前提として築かれております。このことはパートナー個々人の資質とか能力に依存した監査業務の遂行と組織運営を行っていたということになります。

したがって、組織運営そのものが非常に性善説に立った形で、故意にこういう粉飾決算に加担するようなパートナーの存在の可能性についてはほとんど考慮されていなかった。こういった点が大きな原因の一つではないだろうか。今現在、パートナーが450名、そして職員が3,000名を超えるような組織ですので、このような相互信頼を前提とした組織運営というもの果たしてよかったのかどうかということが、もう一度考え直すべき点であるというふうに思っております。

このような反省点を踏まえまして、再発防止に向けての改善措置ということで、2番目のところから主な点について記載してございます。

まず、(1)の新しい審査制度を柱とした品質管理体制の強化。

先ほど何度もご指摘を受けておりますように、私どもの審査体制の骨格の部分というのはレビューパートナー制度でございました。ご指摘の点はこのレビューパートナーによるレビューが非常に個人の資質等に依存し過ぎていたこと。したがって、組織的な運営がなされていなかったこと。さらに、レビューパートナーがよりどころとすべきマニュアルであるとか、あるいは審議として上申すべき事項の客観的なルールについて十分に整備されていなかったと。それがゆえにレビューパートナーがもし見過ごしたり、あるいは上申しなかった場合にはその上に築かれている審査部、あるいは地区審議会、あるいは本部審議会という審議機構が一切機能しないこととなります。このように組織的な運営としては非常に欠陥のある運営体制を今までとってきていたということがご指摘の内容であり、事実でございます。

これに対しまして、私どもが今進め、運用しようとしております新しい審査体制は、このレビューパートナーと私どもの法人の本部機構が一体となって組織的に機能する仕組みでございます。具体的には、新しく品質管理本部という組織を設けまして、この中にリスク管理部を配置し、このリスク管理部が監査チームとは所属が異なる監査部門等からレビューパートナーを選定し、レビューパートナーはリスク管理部からサポートを受け、また審査状況等につきましてリスク管理部からのモニタリングを受けながら審査を行っていくこととなります。さらに、このレビューパートナーによる審査は監査の進行に従って適時に行います。リスク管理部はこのレビューパートナーの審査結果を受けて、必要に応じて本部審議会へ審議事項を付議し、ま

たリスク管理部はレビューパートナーのサポートという意味では、レビューパートナーのレベルを高めていくために教育・研修を行ったり、あるいは評価を行います。

また一方におきまして、3ページに移りますが、品質管理本部の中にリスク管理部のほか、監査品質管理部及び会計品質管理部という部署を設けまして、監査チームが会計事項あるいは監査事項のうち一定の事項については必ずそれぞれの部署に相談を行った上で判断をすることを義務づけることにいたします。

今までの審査体制と大きく異なる点は、まずレビューパートナーの選任の方法ですが、今まではほとんど監査チームが属する部署からレビューパートナーを選任しておりました。したがって、法人内における独立性の確保という点からは十分でなかったという点が一つでございます。

それからレビューパートナーのレベルの問題でございますが、これについても一定の要件を備えた者をレビューパートナーとして選任していくこととなります。すなわち経験であるとか、あるいは今までどのようなクライアントを担当していたかとか、あるいはその人の品質管理面における評価がどうであったか、こういった点を考慮に入れた上でレビューパートナーを選任いたします。

また品質管理部という新しい部署がレビューパートナーの審査を十分にモニタリングいたします。このような方法によって、レビューパートナー個人の判断とか資質とかにゆだねられていた部分をできるだけ組織的に対応する、そういった点が大きく違ってまいります。

そしてレビューパートナーが各レビューに投じる時間につきましても、それぞれクライアントのリスクの状況、あるいは規模等を勘案して、従前に比べて大幅にレビューにかかわる時間をふやします。もう一方において、そのレビューパートナーが担当する通常の監査業務を減らします。そうすることによって、レビューパートナーの業務に十分集中できるように体制を整えるということでございます。

それから(2)の教育・研修体制の改善・強化でございますが、私ども監査法人の根幹というのはやはりパートナー個々人の確固たる倫理観、あるいは責任感、使命感、専門家としての資質、こういったものを基礎とした揺るぎない相互信頼で成り立っているということは変わらないと思います。したがって、今回の事件を契機に私どもパートナーの意識そのものが変化に対応できるように研修を強化していきたい、こんなふうに考えております。また、社員以外の職員に対しましても、行動規範研修を実施していく、あるいは第三者によるオフサイト研修を行っていく、こういうことを主にこの7月、8月の間に実施していきたいと思っております。

す。

それから業務管理体制の改善につきましては、まず①としてリスク管理体制の強化です。

これは先ほど投書のお話でしたが、カネボウ事件につきましては平成14年4月と平成15年5月の2回、投書がございました。それに対する対応が不十分であったという点については、私どもの外部調査委員会報告でも指摘されております。これからは投書等がございましたら迅速にその事実関係を確認適切な措置を講じるために特別調査班を設置いたしました。これはもう既に動いており、必要な対応を図っております。そしてホットラインの設置、さらに法務コンプライアンス室の強化も図っております。

法人の業務につきましては、間接的な業務も含めまして、品質管理を十分に徹底する必要がありますので、4ページの②の内部監査体制を強化いたしました。

現在、要員体制を増加しており、20名体制を確立して十分なIR等実施できるようにしていきたいと考えております。

それから③の業務執行社員の選任でございますけれども、昨年の12月から新しい選任方法を採用しております。すなわちクライアントのプロフィール、こういった業種でこういった特性を持つクライアントであるかということと、そしてそれにかかわる業務執行社員については、その業務執行社員のプロフィール、こういったクライアントを経験してきているかということデータベースで見られるような体制を整えております。そして最終的には、業務執行社員の選定委員会という法人の独立した機関でその当否、適否を判断していく、こういう体制を整えております。

次に業務執行社員の早期交代制の実施につきましては、従前は7年交代制に経過措置を設けておりました。移行時における経過措置でございますが、この経過措置を撤廃しました。したがって、7年を経過している業務執行社員についてはすべて業務執行社員をおりることといたしました。これは具体的には10月決算会社の平成17年11月1日から始まる事業年度から7年交代制をすべて例外なく徹底いたしました。そして筆頭業務執行社員の5年交代制につきましては、平成18年4月1日以降開始する事業年度から適用するというように既に決めております。

その他、法人のガバナンス組織の見直しにつきましては、法人組織の権限と責任の明確化、そして指揮命令系統をはっきりさせるといったようなご指摘もございましたものですから、今回は理事長のもとに3名の理事長代行を置きまして、その3名の理事長代行が法人の主幹業務につきましてそれぞれ担当することといたしました。すなわち、法人の中心となる業務である

品質管理・リスク管理を担当するCOO、アシュアランス業務を担当するCOO、人材育成・教育研修を担当するCOO、この3名にすべての基幹業務を集中させ、その下にそれぞれ関連する部署等を置いて法人の中の指揮命令系統を明らかにしました。

その他の事項といたしましては法人の本部機構として人財本部を設置いたしました。これは人が財産であるという意味でこのような言葉を使っております。また教育・研修のL&E本部の設置、それから経営企画本部の設置、これは予算の策定だけではなく法人の経営戦略等もあわせて検討していくことになります。さらには、監査部の産業別編成ですが、これもなかなかすぐには混乱が生じるものですから、段階的にこれを実施していきたいと思っております。

そして5番の人事管理体制の強化でございますが、これは社員の意識とも関連する事項でございますが、社員の業績評価基準を改善していきたいと考えております。いわゆる営業面よりもむしろ品質管理及びリスク管理を重点に置いて評価をしていく、そして人を育てるということに軸足を置いた行動をとってもらいたいということで、職員に対する指導・教育の重視を行っていくことになります。

さらに、360度評価制度の導入。これはもう既に導入をしております。

それから先ほどのパートナーシップの見直しのためにこの7、8月にかけてパートナーの総点検を実施していきたいと、こんなふうに考えております。

以上が主な内容でございますが、残りあと資料5に金融庁への報告書の内容につきましての主な要約が記載してございますので、後ほどご覧頂ければと思います。

以上でございます。

○関部会長 どうもありがとうございました。

これまでのご説明を踏まえまして委員の方々からご質問やご意見などをご自由に頂きたいと思っております。

なお、本日も欠席の山浦委員より、これまでの部会会合において議論されました論点等につきましてご意見を頂いております。お手元に資料6という形で配付させて頂いております。ご覧頂いて、後ほどいろいろなご議論の素材に供して頂きたいと思っております。

それではご質問、ご意見などどなたからでも結構です。どうぞできるだけ多くの皆さんからご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○八木委員 八木でございますが、ご質問の前に一言申し上げたいのは、我々、決算書を作成する企業側といたしまして、今回の先ほどご説明のあった結果を踏まえ、経団連の関係者とも話したのでございますが、やはり今回の4大監査法人に対する措置というのは、我が国の資本

市場の信頼性を高めていく上で必要なものと考えということ、それから監査法人の皆さんも今回の検査結果を真摯に受けとめて頂いて、監査の品質向上に最大限の努力を払って頂きたいということをお願いしようということにしたわけでございます。

それから、今日のいろいろご説明を伺って、ぜひ品質管理水準の向上と、それからやはり監査効率の向上ですね。これは企業側からしますとコストが非常にふえるということは非常に困ることもございますので、ぜひこれを両立させて頂きたい。法人側でもスピード、コストといった面での企業努力をぜひお願いしたいということでございます。

質問が2点あるのでございますが、一つは脇田先生の方でご説明のあった内容に関係することですが、監査調書の閲覧を行ったということでございますけれども、これは上場会社のものと非上場会社の監査調書と両方ご覧になったのかなということでもあります。

このご質問の理由は、監査法人におかれまして上場会社と非上場会社とでは監査の手続において違いが見られるということを私は感じておりますので、そういう意味で関心があるためでございます。

それから、先生が最後にご説明になったこれから中小の監査法人も品質管理で見ていくんだというお話ですが、今度こちらになるとますます非上場会社法人にかかわるものもあるし、品質管理面でこちらの方がより厳しいケースが多いのではないかと思います、これについてはぜひ知っておきたいということが一つでございます。

それからもう一つ、ちょっと私どもたまたまSECの基準を採用しておる企業でございますが、したがってたまたま米国会計基準によって連結決算を行っておりますが、監査法人も監査基準については米国基準を採用しているというふうに認識しております。それで米国の監査基準を適用していたケースにおいてもこのような品質管理に問題があったということでもあります、これまでの認識を我々もちょっと変えなければいけないんですが、その辺においていかがであったかということをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○関部会長 脇田先生、どうぞ。

○脇田公認会計士・監査審査会委員 最初の監査調書でございますけれども、これは検査官が検査をしております、私は直接それに従っておりません。しかし、聞き及ぶところで申せば、当然に必要なに応じて監査調書を通じての検査を行う。先ほど申しましたように監査調書に落とし込まれていることによって品質関連の実体というものが把握されるわけでございますので、その意味で必要に応じて監査調書についても確かめさせて頂いたと聞き及んでおります。

それからSECとのことをございますけれども、米国基準の場合をございますけれども、私どもの審査会は当然に先ほど申しましたように、最初に申しましたように、日本で金融庁の企業会計審議会及び日本公認会計士協会の監査基準委員会、あるいは監査委員会等々で設定しております監査の基準、一般に公正妥当と認められております監査の基準に従って監査の品質管理が行われているかどうかということをおくまでも検討いたしました。

ただ、先ほど「はじめに」とお断りいたしまして申し上げましたけれども、各国の検査結果、もちろんそれは具体的中身をございませんで、このようにこういう守秘義務等々をございますので踏み込むことはできないわけで、抽象的な報告書にとどまっておりますけれども、内容、結果としては監査業務という意味で指摘されている事項は大変似通っておる。例えばちょっと差し障りがあるかもしれませんが、レビューパートナーの審査時間。やはり各国において審査時間が短いという指摘も見られるわけをございます。あるいは監査調書の査閲。検証していくという点においても必ずしも十分でないというような指摘が各国で行われている。

ですから監査基準と申しまして、それによって八木委員がどうお考えになるか。ただ、4大監査法人はいわゆる国際的な連携のもとで監査をされておりますし、国際監査基準等々にも十分反映された監査をなさっているのですのでその辺での共通性は当然あるのではないかと、これは私の個人的意見をございます。

○関部会長 それではそのほかの、どうぞご自由に。どなたからでも結構です。

○八田委員 脇田委員に伺いたいんですけれども、先ほどるるご説明頂き、ただいまも八木委員の質問に対してご説明があったように今回の検査結果についての資料1での内容というのは基本的に4大監査法人についての総括的な評価だというふうに理解できるわけですね。いわゆる監査業務のカテゴリーといいますか、契約から始まって監査業務全般に渡ってそれぞれ吟味した結果が評価されているわけですが、最後の評価文言は全部基本的に不十分であるという言葉が入っているわけです。不十分ではないというのはどういう場合か、あるいは不十分というのはどの程度の幅を指すのか。

つまり、やや不十分、不十分、著しく不十分なんてことがあるのかないのか。今後、こういった検査結果が出たときに、例えば改善されてきているかどうかという判断を下す場合に我々どういうふうに理解すればいいのか、その幅がどこにあるのか、もしおわかりであれば教えて頂きたい。

なぜならば、私が知る限り、米国のPCAOBの場合の検査結果は先生もご案内のように各別事務所に対して発信されております。そこではどこまでの母集団を見たのかという事例数

が出ていて、そのうち幾つにこういう問題があったということで総括的な評価は多分されていないと思うんですね。例えば10の事例のうち7つに契約上の問題があったとか、そんなような理解をしているわけですが、今回のように示されると、見方によっては全部悪いと見る見方もできるし、見方によると全部そこそこよいんだと、こういうようなよくわからない感じがします。その辺をどういうふうに我々は理解すればいいのか、そして今後、中小の法人に関しても、中小の事務所に関しても同じような手法でされるのかどうか。あるいは、中小の場合はある一定の数を集約させて報告書が出てくるのか。例えば上位第5法人から第10法人まで総括して見るのかどうか、あるいはそういう方針が決まっているのか決まっていないのか、これについてまず教えて頂きたいと思います。

○関部会長 脇田委員、どうぞ。

○脇田公認会計士・監査審査会委員 ただいまのご指摘の点の一番最後の点ですけれども、そこについては何も方針は決まっておられませんし、今のところはまだ審査会においても議論がなされているわけではございません。

それから前者につきましても、この不十分ということについての今おっしゃるようなランクづけということになるのでしょうか、深度の深さの問題ということになるのかもかもしれませんが、いわゆる検査としてはこういった事例がたまたま見つかった。それは最初のところに書いてございますように、あくまでも私どもの立場というのは1ページにございますように検証した限りにおいてということで、そこで一般に公正と認められる監査の基準への準拠に不十分なものが認められたというくくりにしておりまして、今お話ししたように昔の概ね適正と、適正と、それから限定つきというような深度という取り上げ方は、現在の審査会としてはしておりません。

○八田委員 私が伺いたかったのはそうではなくて、サンプル数に関してそういう報告はないということでしょうか。つまり、A法人に関しては20のサンプルを対象にしたと。それから発展して30になったのかもかもしれませんが。B法人は40であったと、あるいはC法人は10であったと。こういうことであれば、どのぐらいの不十分さが出たということは数値的にも何となくわかると思うんですねけれども、数が示された上、例えば先ほど片山理事長の話ですと、法定監査で2,300社あるという場合に、そのうち20社の事例を見ていたのか、200社の事例を見ていたのか、2,000社を見たのか、こういうことによっても理解が大分違うと思うんですね。その辺はどうなのかということです。

○脇田公認会計士・監査審査会委員 一つのお答えとしては、私ども審査会は日本公認会計士



協会の行う審査というのが前提になっております。前提と申しますか、報告を受けて検査を私どもの立場で行っている、そういうことになっておりまして、まずサンプルとしては日本公認会計士協会のレビューの過程で選択されている。そしてさらに、私どもの検査の中で必要だということでサンプルを選んでいる。数字的に申せば、それぞれの会計士協会のレビュアー、あるいは審査会の検査官の労力の制約がございますし、またサンプルとして適格かどうかということについての問題はありますけれども、サンプルとしては30社程度の監査業務を各監査法人で選んでいるということでございます。

○増田（宏）委員 会計士協会の品質管理を担当しておりますので、私の方からちょっとご説明したいと思いますけれども、簡単に言いますと、会計士協会のレビューでは、四大監査法人の場合、上場会社の5%ぐらいをサンプルとして選んでいます。45社とか50社とか、そういう感じになります。今のお話のとおりで、ただ協会の行っている品質管理レビューのサンプルをそのまま審査会が選んでいるわけではなくて、それに加えて会計士協会のレビューが適切に行われているかどうかということもチェックされていますので、我々が選んだもの以外に何社かサンプルを選んでおられると思います。

ただ、ちょっとこの機会にお話をさせて頂きたいんですけども、今回の公認会計士・監査審査会の検査の結果については真摯に受けとめて、協会としては四大法人の業務運営の改善を促す形で対応していきたいということをまず申し上げておきたいと思います。

今回の審査会の検査につきましては、我々協会と若干基準が違っています。一つは、我々の方は昨年度品質管理レビューを実施しているものですから、監査基準が昨年10月28日に変更になっておりまして、業務運営全般について見ることはしていないわけです。そのために職業倫理等の9項目に当たる検査項目については我々とほとんど同じなんですけれども、業務運営全般については会計士協会の品質管理レビューでは見ていないということがありまして、今回指摘されたものについての主要なところでそういった違いがございます。会計士協会は平成11年から自主規制で従来の監査基準に基づき品質管理レビューを行ってきまして、平成16年から法定化されたということもございましたが、今回の監査基準の変更によるものが今年の4月から適用されるわけです。これを適切にやっているかどうかについて今後の品質管理レビューでみていくということになっている点を申し上げておきたいと思います。

それからもう一つ、会計士協会で、個別監査事務所のレビュー内容の公表の仕組みはございません。ですからトータルの統計数値で公表するということになっておりまして、今回も140事務所の品質管理レビューをやっているんですけども、139について改善勧告が全部ついて

いるということで、これはほとんど全部の事務所の品質管理が悪いのではないかとということにとられますけれども、そうではなくて、これは小さなことでも改善につながることにについては全部細かく各事務所に指摘をして改善につなげるということでございます。

監査報告書でいう限定事項に当たるものがあるのですが、これについては55の事務所について限定事項がついていますが、これは改善勧告の中でも特に重要なものについて指摘をするということにしておりまして、中でも著しく重要なものについては会長報告にしまして、これは個別事案の調査ということで各事務所を呼んで事情を聞くということになりますが、約10事務所ぐらい行うことになっています。これは今年の3月までのことですが、それについて今後、今年の12月の臨時総会で個別監査事務所の品質管理レビューで改善勧告を受け重要な項目で未改善の場合についても公表を考えていこうということで、この前会長がお話し申し上げました上場会社監査事務所部会というものをつくりまして、個別事務所についても制裁措置を公表していくということは今検討しています。

○関部会長 そのほかにご意見。上柳委員、どうぞ。

○上柳委員 1つ脇田先生にご質問というかお願いなんですけれども、なかなか監査を監査するというのも大変難しく、そこどころが全体の問題の根幹かなど。もともと監査を担当される方というのは、他人のつくったものを実際に反映しているのかどうか、それを見抜くプロで、次にそれをレビューパートナーの方がまたそれを見抜けるかどうかで協会、あるいは最後は審査会とこういうふうになっていて、ある意味では現場の方がきちんとやってくだされればあとは一定の信頼のもとにそういうシステムが成り立つというふうになればいいと思うんですけれども、残念ながらそれができないときの監査ということで、若干誤解もあるかもわかりませんが、今回まとめの特に資料2のところでも頂きました18ページですか、1つ目のところに例えば監査調書の上級者による査閲が不十分であるというところを掲げていらっしゃるんですけれども、そうであれば例えば協会さんにしても、あるいは審査会さんにしても、あるいはもっと言えば脇田先生御自ら、それこそ大将が場合によってはこういうこともやるんだぞと、全部見ているのはもちろん無理ですし、0.何%のものしか見れないかもわかりませんが、場合によってはそういう現場のところまで踏み込んでいくんだぞという姿勢はぜひ示して頂きたいなと思います。ちょっと揚げ足取りかもわかりませんが、一番この大事なところの原資料を必ずしも置いておられないようなご趣旨のお話もあったので、誤解であれば直して頂きたいというふうに思います。

2つ目は片山参考人に対して、これも誤解かもわかりませんがお伺いしたいのは、いわゆる

ローテーション制なんですけれども、監査法人内部での7年ローテーションなり、あるいは5年のローテーションということの徹底なり導入ということで本当に間に合うのかどうかというところの率直なご感想をお伺いしたいんです。

というのは、今まであまりよく知らなくてある意味でショックを受けたんですけれども、カネボウの事案の場合でも全部の方が関与された方がずっと長く担当されたわけではなくて、これも資料3でご指摘頂いたんですけれども、12ページのところですか、関与社員3、あるいは4の方というのは比較的短いといえますか、特に関与社員4の方は短いわけですよね。この方が平成15年に入ったときに発見されたのかどうか、あるいは発見してどういうことをおっしゃったのか、その方の意見がどうして通らなかったのか、そここのところの検証がないと結局同じ法人の中でのほかの方の問題について指摘をできないということになりかねないのではないかと、法人ごとのローテーションということも必要だというふうに私も思うことがありますのでお伺いしたいと思います。

以上2点です。

○関部会長 それでは第1点から脇田委員、お願いします。

○脇田公認会計士・監査審査会委員 ただいまご指摘頂きましたように私も監査業務が適切に行われるということは、基本的には監査チームにおきまして監査責任者の方、業務執行社員として監査責任者になられた方、そして主査として仕事をされる方、そしてそれによってそのもとで監査補助者が仕事をされると。それらにつきまして適切に監査調書が作成され報告が行われ、適切に査閲され、そして必要に応じて指示がなされる。その循環の中で監査業務は行われていく。基本的にはそうだと思いますし、また監査の監査というのは基本的に行えないわけだと思いますので、二重の労力が必要になるわけでありますから、またそういうこともあり得ないわけでありまして、少なくとも当事者の方々が監査チームの中で適切な管理体制を運用して頂ければまずできるはずであります。ただ、残念ながらそこに問題が起きるので、先ほど片山理事長からもご指摘がありましたけれども、品質管理システムの全体的な監視ということで内部監査、あるいは内部レビューといったようなものをもって法人全体として運用を見ていくということが行われるわけでございます。

そのようなわけで、今ご指摘の前半につきましてはそのとおりで、当事者の方々が適切に監査を管理されて頂くということがまず第一の点だと、実務的にはそのように私も思います。

それからちょっと第2点につきましては私の誤解があるかと思いますが、監査調書につきまして私どもの検査官は必要に応じて当然、原資料である調書まで踏み込んで見ております。検

査官は全くの第三者でございますので、先ほども申し上げましたけれども、監査調書に必要、十分な記載が残されておられませんと品質管理が十分なされたかどうか、そして適切な監査業務が行われたかどうかということを検証できないということが起きます。その意味で、監査調書の重要性というのを申したわけであります。

例えば一つの例としまして、検査官がある監査業務について問題を指摘した。これにつきまして当事者の監査責任者の方が、いやそれは私は実施しました、でも調書には書いていない。その場合は当然2つ考えられるわけでありまして、監査責任者の方のおっしゃるとおり実施なさった。そして結果を得られたのかもしれませんが、実施なさらなかったのかもしれない。検査官は判断できません。そういうような事例もございまして、もちろん監査調書の記載についてはその監査人の職業的専門家としての注意義務に従って職業的判断を下されて内容が記載されるものでございますけれども、やはり実施されるべき監査手続が実施されたかどうかを検証する重要な手段であるという意味で、私どもの検査官はそこまで踏み込んで検査させて頂いております。

ただ、今ご質問の点がちょっと私理解ができなかったものですから、もし違っておりましたらまたご質問頂ければと思います。

以上でございます。

○関部会長 よろしゅうございますか。

では、第2の点を片山参考人、お願いします。

○片山参考人 ローテーションの件でございますが、ご指摘のとおり法人内部のローテーションだけでこういったカネボウ事件が、完全に予防できるというふうには思っておりません。ただ、先ほどご覧頂きました関与社員1が12年、関与社員2が16年ということで、ローテーション制度が導入されたのが2000年ごろ、約7年前からです。従ってそれ以前の関与社員、業務執行社員というのはローテーションというものが無いという前提の中で業務執行を行ってきたという経緯がございます。そこで、今後、短期間にローテーションがあるということが前提になりますと、そのことが一つの抑止効果になるということは事実だと思います。しかしながらそれだけでは法人の今のこういった問題を完全に防止するということはできませんので、個々人の意識の問題であるとか、あるいは法人組織として何らか別の方策によって歯どめをかけていかなければいけないということも事実だと思います。

では、法人そのものをローテーションしてはどうかと。この点につきましてはやはり議論がありますが、非常にエネルギーとコストがかかります。法人自体のローテーションというのは、

多分ほかの国でもまだ導入されておりませんし、やはり社会的に見て非常に第三者的、客観的な監査の保持ができるという外観性はあるんでしょうけれども、それ以上にそのデメリットの方がやはり多いということで今なかなか踏み切れないのではないだろうか、こんなふうに思います。

○関部会長 伊藤さん、どうぞ。

○伊藤委員 今日は大変細部に至る説明をお伺いいたしまして勉強になりました。私この前申し上げましたように本質的なところがどこだったのかずっと見ていたんですが、片山理事長のお話を伺いましてキーは、レビューパートナーにあるような感じがしたわけです。その所属がどうなのかと。その所属は監査チームとは同一であったけれども、今度はそれを変えて監査チームと別のグループから選ぶと。つまり監査ファームの特色であった幾つかの会社、個人が合併をしてできたものの本質的なところを外していくんだというお話をお伺いしたわけです。

一方、脇田先生からの審査会の説明資料の7ページを見ますと、9番に監査業務に係る審査ということで、その文書を読みますと「各法人ともに、監査計画、監査意見の審査については、審査を受ける監査チームに属していない他の代表社員云々」となっているわけで、これは例えばちょっと私の憶測ですけども、片山先生のところはそういう形で従来は同一監査チームからレビューの人が選ばれていたけれども、ほかの監査法人というのはそういうことはなかったのかをまず聞きたいわけです。

つまり、この前から問題になりました精神的独立性という言葉が出ていたのですが、会社の中でも同じなんです、事業活動をやる人というのは花形であって、それをチェックしたりする人というのはいわば大変地味な仕事を担当しなければいけない。会社の中で内部監査チームというのは嫌なことを言わなければいけない。そうしますと、そういう人たちをどうやってバックアップしつつ全体のバランスを考えていくか、極めて重要なわけです。

八木さんからも経済界としてはやはり効率性とコストの問題もいろいろあるのでという意見も出ておりますが、そういう中でこの人たちのモラルを上げて、そして監査法人全体としての規律を高めていく。一方において、お互いに競争しているわけですから、やはり競争条理の中で生きていかなければいけない。そのバランスが要るわけですけども、そのあたりについてのご意見は、ほかの監査法人はきちっとその体制ができておったのかどうか。

この文章を読む限りそれはできておったのだけれども、その中のプロセスにおいて審査がどうも不十分であったという文章になっているのですが、その帰属のところをまず脇田先生にお伺いしたいというのが私の1点目であります。

○脇田公認会計士・監査審査会委員 ただいまのご指摘でございますけれども、この審査結果におきましては、7ページでございます。審査を受ける監査チームに属していない他の代表社員。これはどこでもそうだと思いますし、片山理事長の先ほどのご説明でも金融庁への報告書の提出についての8ページにおいても、従来、同一部門、地域事務所から選定していた。つまり同じ監査チームではなくて、例えば監査第1部とか監査第2部ということになれば、第1部の中から選んで頂くという趣旨であろうと思いますし、地域ですと例えば名古屋事務所なら名古屋事務所の中で選んでいたと、そういう点でございます。同一チームからお選びになっているということはなかったように思いますけれども、他の監査法人においては少なくとも同一チーム内からレビューパートナー、コンカーリングパートナーといったようなものが選任されるということは、私どもは承知しておりません。

○伊藤委員 すみません、片山先生にお伺いしたいのですが、つまりカネボウのときには同一チームの方がレビューをやっておられたんですか、監査チームと同一チームというか、監査チームの同じ系列というか、同じグループの人たちから選ばれておったということですか、そのレビューの方は。そう確認してよろしいのですか。

○片山参考人 今おっしゃられた部署というのと、それから監査チームというのは全く別の概念です。監査チームというのは、業務執行社員をヘッドにして主査がいて、それから補助者がいるという監査をするための一つのチームです。監査チームの中からレビューパートナーが選ばれるということは、これはありません。また、例えば監査1部にAという会社が属しておりましたら、当然そのAという会社の監査チームは監査1部のメンバーから構成されます。その場合にAのレビューパートナーも監査1部の人から選ぶと同じ監査1部の中の人たちですので、仲間意識があるとみなされます。従前は、そのような形をとっていました。少なくとも私どもはそういった形をとっておりました。

○伊藤委員 だからそのところを今度は変えますよということですね。

○片山参考人 はい、そうです。

○伊藤委員 そうすると、脇田先生の方の判断としてはそれはもうできておった、ほかの監査法人はできておったと考えたらよろしいのでしょうかという質問なんです。

つまり、カネボウのような場合とはほかの監査法人は違いますよという格差があるんですかという私の質問なんです。

○脇田公認会計士・監査審査会委員 これはどの法人も同じでございますし、中央青山さんを含めまして4つの法人ともに同一部門から選ばれるということは当然あり得るか、あるいは同

一部署から選ばれる。少なくとも監査チームからレビューパートナーが選べるという。私のつたない図でございますけれども、A会社を担当している監査チームの監査責任者がおりますけれども、その中からレビューパートナーが選ばれるということはないわけございまして、B会社を担当している監査チームの責任者が選ばれる。ただ、その方が同じ地域の札幌なら札幌事務所に属されているということがありますでしょうし、あるいは今片山理事長が言われたように第1部門とか第2部門という呼び名があるとすれば、第1部門内に属されている、要するに第1部門の中にA社チーム、B社チーム、C社チームというのは存在するわけでございますから、その中で選ばれるということが行われていたと。

今回は、私が中央青山のことをご説明するのはちょっとおかしいかもしれませんが、聞き伝えによりますと、部門を超えてレビューパートナーをお選びになるというように改善されると伺っておりますが。

○関部会長 どうもありがとうございました。

原委員、どうぞ。

○原委員 やりとりの中で既に理解できてきたようなところもありますけれども、意見としてちょっと述べさせて頂きたいと思いますが、お話をお聞きして大体の状況はわかってきたのですが、今までのここでの検討というのはどういう監査をするかというところに焦点を当てて検討してきたように思いますけれども、今日のお話を聞いていて感じるのは、どういう監査をするのかということももちろん大事なのですけれども、適正な監査が行われていたかどうかということをチェックするルールとか、それからチェック体制とか仕組みとか、これが非常に欠けていたんだということだと思います。

資料2の15ページに全部、不十分だというふうに書かれているわけですね。なぜ全部不十分というふうになるかということ、やはりそれが重要だということが認識されていないのでそういうところが私は抜け落ちていたというふうに思いますので、適正な監査がされていたかどうかをチェックする体制、ルールづくりはどうあるのかというところの検討もあわせて個々の監査の人の資質とかそのあたりのこともありますけれども、重要なのではないかという、2本のルールではないのかというふうに思います。

そこがしっかり、今レビューパートナーの話が出ておりましたけれども、レビューパートナーがやはりしっかりした適正な審査が行われているかどうかをチェックすることになれば、私はやはり審査の方は変なことはできない。変なというのは、この意味はコンサルティングですね。そんなに私は変なことが行われているとは思っていないんですけれども、やはりコ

ンサルティングになってしまう。つぶれるとどうしようというような相談を、私は現場では起こり得るというふうに思いますので、ただそれを市場のルールとして通さないというのはやはり個々の適正な審査が行われているかどうかのチェックのところではひっかかってしまうということが明確にわかっているならばそれはできないということになると思いますので、私はやはりそこを重点に置いて今後の検討をして頂けたらと思っております。

それから一つ質問なのですけれども、不適切だとした今回のカネボウについても、最終的には投書という形で世の中には出てきたということなのですが、不適切だということで意見を言おうとしたけれども通らなかったというところがありますけれども、これは今の全体的な監査法人それぞれを見ると、今回はカネボウという形で発覚をいたしましたけれども、やはり潜在的に同じような事例があるとすれば、こういったルートの整備というところも重要かというふうに思っておりますので、ぜひこのルールづくりについても検討を尽くして頂きたいと思えます。

以上です。

○澤田委員 本日の議論の中で、監査意見に係る審査について、脇田先生が14ページの7-3のところ、基本的に同僚の相互の審査方式であり、必要に応じて上級審査にいくと説明されましたが、これは基本的にグローバルスタンダードなんです。つまり、監査実施者とレビューパートナーが監査意見に基本的に責任を持つ、そこで一定の条件を満たさないものについては上級審査にかけると、これが基本的な考え方だと思うんです。私自身はこの仕組み自体が基本的に問題があるのではなくて、この仕組みに対する運用に問題があったのではないかと、認識しています。この仕組み自体が問題であるとする、すべての監査意見に重層的に次の審査、次の審査というようなことをやっていきますと、時間的にも、コスト的にも制度として成り立たないというのが現実であろうと思います。それと今現在、我々は決算短信にも一応の実質的な適正判断をつけてほしいと求められていますが、制度的に何度も繰り返し審査をしなければならないということになりますと、我々は監査意見に責任を持つのであって、アーリーディスクロージャーに対してとても責任を持つことができず社会的な期待とのずれが生じてくるだろうと私は思っています。

それと今伊藤さんの方から、どのような人がレビューパートナーになっていたんだというような問いかけがありましたけれども、私は従来から多分ここに問題があるんだろうなと思っているのは、部門という単位がだれだれのクライアント、だれだれの監査の顧客なんだという利益単位になっていることに問題があると。要するにパートナーの報酬の決定方法、そこに私は



問題があつて、ある意味でいいますと実質的に完全に一定の適切な報酬評価システムが整備されており、その中で明確にローテーションが行われれば、私は完全に独立性に対するチェックはきくと思っております。だから、今部門を変えてやりますというのは、私は基本的には報酬システムの方から、これはこの先生グループのクライアントですよというのを一切取り払い、そういう形で運営するという認識だと私は思っています、それであれば非常に自主的な独立性の確保に資すると私は認識しています。

○増田（雅）委員 本日の監査審査会による4大監査法人に対する検査結果というのをやはり見ますと、すべての監査法人で監査の基本的なところからできていない部分があるということで、大変これは深刻な問題だというふうに改めて認識をしております。

先ほど原委員の方からおっしゃいました、監査に対するチェック体制のあり方、これ十分考える必要があるというお話ですけれども、全く同感でありまして、特に先ほど隣のもう一人の増田委員の方から、公認会計士協会による品質管理レビューと今回の監査審査会とでは基準が一部違うんだというご説明がありましたけれども、それにしても協会の方の品質管理レビューでこれら4大監査法人の管理体制について、きっと何点か指摘、改善を求める意見等が出されていると思うんです。それにもかかわらず改善されていないというのは、その原因がどこにあるのかということをよく考えてみる必要はあるのではないかと。

先ほど増田委員からおっしゃいました平成17年度の品質管理レビュー結果、これも拝見しましたけれども、その中で今後の課題としてこういうふうに書いてあるんです。各監査事務所の監査の品質管理への取り組みは進んできているが、再指摘等が依然として多い。要するに1回指摘しても直らないのもう一回指摘するというケースが多いんだと。改善しなさいといって指摘しているのに改善されないというのでは、これはチェックしている意味がないのではないかとというふうに考えられるわけです。

ですから品質管理レビューの方についても、これは摘発または懲戒を目的とするものではないというふうに協会さんの方で位置づけてやっていたらっしゃるようですけれども、もし指摘しても改善されない原因がそういうレビューの性格にあるんだとすれば、その性格についてもう一回考え直すということも必要なのではないかとというふうに思っております。

以上です。

○関部会長 もう一人の増田委員、お願いします。

○増田（宏）委員 まずチェック体制の話ですけれども、先ほどご指摘があったように、監査業務に係る審査については澤田委員の方から話したとおりだと思います。

ただ、同じ資料2の12ページでございますけれども、品質管理システム全体の監視（点検）というのがあります。これは今の審査体制に加えまして事務所全体で、法人全体でリスクの高い会社、あるいは問題のありそうな会社を選んでチェックをきちっとやっているわけです。会計士協会の品質管理レビューにおきましても、そういうリスクが高い業務について焦点を当てて品質管理レビューを行っています。ですからこういう言い方はちょっと口幅ったいですけども、それなりに問題点は出てきているわけで、指摘もしてきています。

今後とも点検をきっちりやっていくということを求めていきたいと思っておりますし、そういう形でやれば審査体制において不十分な点があるという点は相当なくなっていくのではないかとこのように思っています。

それから今隣の増田委員の方からお話がありましたけれども、再指摘が多いというようなことが書いてあるということですが、これは先ほどちょっと申し上げましたけれども、実は上場会社を監査している事務所につきまして、250ほどございますけれども、そういう事務所に対してはそういった再指摘だとかいうのが出ますと、今後は公表するなり上場会社部会からの登録抹消するというような形としてきちんと出していくということを考えております。12月に臨時総会を開いて会則を変更するという予定で今進めています。現状はおっしゃるようなとおりでちょっと今まで甘かったかもしれません。

今まで品質管理レビューは、教育的・指導的ということで摘発・懲戒型ではないというふうにしてきましたけれども、今は会則を変えておりまして、教育を削除しまして指導のみになっており、強かに指導していくということをして、今の自主規制の充実・強化を図るということで、制裁的なものが入ってくるということになると思っております。

以上です。

○関部会長　そろそろ時間になってきたんですが、どうしてもこの場で今日言っておきたいというご意見がありましたらお聞きしておきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○八田委員　時間をとらせてすみませんが、せっかく公認会計士・監査審査会の委員が来られていますので別途、今日のテーマと直接関係ないのですが、山浦委員から出されている意見の中にも触れられているように、審査会のもう一つ大きな役割が公認会計士試験の遂行ということですので、これに関してご質問させていただきます。

山浦委員提出文書の2ページ目に書いてありますが、現行の公認会計士試験制度に欠陥があると。つまり今日指摘があったような事案、あるいは監査法人が改革しなければならないような項目の中には、いわゆる筆記試験といいますが、現行の中で知識偏重型と言われているよう

な部分では十分にカバーできない、いわゆる監査人の資質とかあるいはメンタルな部分、さらには監査判断といいますか、そういった非常に抽象的な部分での資質が非常に強く求められるのではないかと思います。そうなってくると、現在進められている、例えば監査論の試験の領域一つとりましても、単なる監査基準や手続あるいは報告に関する問題だけではなくて、もっと広く、いわゆる監査人学的な、つまり、あるべき監査人とはどういうものなのかということについて、監査人としての資質として何が必要なのかということも踏まえた出題範囲といえますか、試験範囲というのもあるいは今後必要なのかなと思うんですが、個人的な意見で結構ですけども、脇田委員としてはこの現行の試験制度に対して改革する方向性はありだとお考えでしょうか。

○脇田公認会計士・監査審査会委員 審査会の委員としては、与えられた制度に従ってそれを実施していくというのが私の任務だと思っております。個人的とおっしゃられると、今立場が立場ですので、今ここで発言することは差し控えさせていただきます。

なお、特にバックグラウンドとなる教養的な問題については会計士協会の機関誌のJ I C P Aジャーナルでもご指摘も頂いておりますし、いろいろとあると思いますが、これらは試験制度のことであり、第1回の試験（短答式）を実施したばかりでございますので、この結果を見て頂いてまたそれぞれの機関で審議をして頂きたいと思っておりますので、私からは意見を述べることは差し控えさせていただきます。

○関部会長 いろいろと貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございました。

この部会も今日で4月に再開して以来4回会合をやったということになります。大変いろいろな貴重な論点を頂いたというふうに思っております。今後とも委員の方々からいろいろとご指摘頂きたいと存じておりますけれども、今までの論点、マクロ的にいいますと大体4つぐらいになるのではないかと。

1つは監査法人に関するガバナンス、今日ご議論がございましたけれども、品質管理、ガバナンス、ディスクロージャー等のあり方の問題、原委員からはここに注力すべきだというご意見を頂きましたけれども、これが1つ。

それから2番目に監査人の地位の強化、独立性等含めた地位の強化のあり方の問題、それから第3範疇が監査法人等に対する監督、責任のあり方をどうするかという問題、それから第4が今も八田先生から一つの問題提起がございましたけれども、その他といいますか、監査法人の社員資格の拡大であるとか、あるいは試験制度だとかそういった問題、論点があるのではないかとこのように思っております。

それで次回以降の会合の運営であります。夏休み明けからということに現実的にはならざるを得ないわけですが、今度は論点ごとに順次より詳細な議論をお願いすると、こういうことで進めさせて頂きたいというふうに考えております。

本日の審議は終了させて頂きたいと思いますが、事務局の方から連絡事項についてお願いいたします。

○池田企業開示課長 次回の会合の日程につきましては、部会長とご相談の上、後日改めて事務局からご連絡を申し上げたいと思います。

委員の皆様方、前広に日程をここまで押さえさせて頂いていたのが今度の4回目までで切れますので早急に事務局の方から接触をさせて頂いて、また前回と同じようにできるだけ前広に委員の方々の日程を頂きまして、ご多忙の方が多いのですべての方がいつもご参加頂けるということはなかなか難しいんですけれども、できるだけ多くの方が参加頂けるように前広に日程の方は仮押さえをさせて頂きたいと思っておりますので、その際にはカレンダーの方に日程を入れて頂ければというふうに思います。どうかよろしく願いをいたします。

○関部会長 それでは、本日はどうもありがとうございました。

これにて散会いたします。

午後0時08分 閉会